

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第5号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第125条及び第126条中「第243条の2の8第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に定める日から施行する。